

第 10 回山岳科学学術集会  
第 29 回「野生生物と社会」学会  
合同大会 (MSWH2024)

テーマセッション一覧・要旨集

2024 年 12 月 13 日～15 日  
静岡大学静岡キャンパス

## テーマセッション一覧：講義室 1（農学総合棟 3 階）

TS-01 生物多様性保全上重要な島嶼における野外イエネコ対策  
の最新の状況

TS-02 公共政策（学）としての野生動物管理（学）

TS-03 野生生物と交通に関する話題—人間へのアプローチ

TS-04 鳥獣政策に関係する各種計画や政策の課題と展望①～鳥  
獣政策の周辺に存在する「計画」の問題を概観する～

要旨の注意事項：タイトルや報告者、所属、要旨内容等は登録時の  
入力内容がそのまま反映されています。

生物多様性保全上重要な島嶼における野外イエネコ対策の最新の状況  
Current status of managing free-ranging cats on important biodiversity-conservation islands

山田文雄  
Fumio Yamada

1. テーマセッション趣旨

ペットとして身近な存在であるイエネコ *Felis catus* (以下ネコという) は、全国で約 900 万頭が飼育されている。一方、高いハンティング能力をもつネコが適切に飼育されず野外で行動すると、在来野生生物の捕食や感染症などに関わる問題が起きる。このため、ネコは「最も身近な外来哺乳類」と呼ばれる。特に島嶼の場合、在来種の減少や絶滅といった生物多様性の危機的事態にまで発展する事例が国内外で知られている。

わが国においても生態系保全におけるネコ対策の必要性が高まっており、取り組みが行われつつある島嶼も増えている。しかし、自然生態系だけでなく、行政単位や対策の実施体制、社会的背景などが異なるなかで、各島の関係者の交流や対策等に関する情報の共有化は極めて少なく、研究者を介した動きがある程度である。

本テーマセッションでは、野外ネコ対策が実施されているいくつかの島嶼の中から、特に奄美大島と御蔵島を取り上げ、対策に取り組む実務者や研究者が、対策の現状と課題を紹介し、情報の共有と意見交換を行う機会として企画する。本セッションが、効果的で効率的な対策の推進に役立つことを期待する。

2. 講演者と講演タイトル

・塩野崎和美 (奄美自然環境研究センター)

「奄美大島の集落農耕地におけるネコ対策」

・小椋崇弘・塩野崎和美 (奄美自然環境研究センター)・鈴木魁士 (東大)・釣谷洋輔 (環境省奄美群島国立公園管理事務所)

「奄美大島におけるノネコの糞分析結果と捕食写真からみる在来種への影響」

・亘 悠哉 (森林総合研究所)・徳吉美国 (東大)・野瀬紹未 (北大)・葉山久世 (かながわ野生動物サポートネットワーク)・岡 奈理子 (山階鳥研)

「御蔵島における野生化ネコ捕獲プロジェクトの概要と課題」

・石井信夫 (東京女子大学)・佐々木哲朗 (小笠原自然文化研究所)

「野外ネコ対策の課題と展望」

・討論

## 奄美大島の集落農耕地におけるネコ対策

塩野崎 和美（奄美自然環境研究センター）

奄美大島では生態系保全を目的としたネコ管理の一環として、発生源対策を目的に集落におけるノネコの不妊化（TNR）を2013年より実施し、2024年3月末までに5000頭を超えるネコが不妊化された。ノネコの多くが人にエサを依存していると考えられることから、対策は主に集落内の居住区エリアにおいて実施されてきた。また山域においては2018年よりノネコ捕獲が実施されているが、集落内で不妊化されたネコが捕獲されるケースが後を絶たず、集落と山域を行き来するネコの存在が明らかとなっている。一方、奄美大島では集落と山域に挟まれる形で農地が分布しており、住民情報などから農地におけるネコの存在は明らかであった。そのためネコ対策の必要性は認識されていたが、生息状況把握の困難さなどから長年ネコ対策の空白地帯となっていた。2023年4月以降、自動撮影カメラの導入により農地でのネコの生息調査と不妊化による農地におけるネコの発生源対策が実施され、より全域的なネコ対策が奄美大島では展開される状況となった。本発表では、2023年4月～2024年3月における農地でのネコの生息調査の結果および対策について報告する。

## 奄美大島におけるノネコの糞分析結果と捕食写真からみる在来種への影響

小椋崇弘（株式会社奄美自然環境研究センター）・

塩野崎和美（株式会社奄美自然環境研究センター）・

鈴木魁士（東京大学）・釣谷洋輔（環境省奄美群島国立公園管理事務所）

2018年3月に環境省と鹿児島県、奄美大島5市町村で策定された「奄美大島における生態系保全のためのノネコ管理計画」に基づき、環境省は2018年7月より山中におけるネコの捕獲を開始した。管理計画は2027年度までの10年計画で、希少種生息域からのノネコの捕獲排除としては、奄美大島全域においてノネコの個体数を低密度化させることを目標としている。この事業では、ノネコ及び在来種のモニタリングのため、林道に夜間カラー撮影が可能なセンサーカメラを設置し、撮影されたノネコについて、毛色・模様・撮影地点などから可能な限り個体識別を行っている。識別した個体ごとの撮影地点、繁殖や捕食状況などノネコの動態を把握しながら捕獲を実施しているが、他の外来種対策と同様に、いかに繁殖可能なメスを捕獲するかが重要である。本発表では、捕獲事業開始から6年間の結果の概要を述べるとともに、山中において捕獲されたノネコの糞分析結果及びセンサーカメラで撮影されたノネコによる捕食写真の分析結果から在来種への影響を示し、今後の課題について検討した。 ※本発表は、環境省請負業務である奄美大島生態系維持・回復等業務の成果を使用した。

### 御蔵島における野生化ネコ捕獲プロジェクトの概要と課題

亘 悠哉（森林総研）・徳吉美国（東大）・野瀬紹未（北大）・  
葉山久世（かながわ野生動物サポートネットワーク）・  
松山侑樹（東大）・岡 奈理子（山階鳥研）

伊豆諸島の御蔵島（20.5 km<sup>2</sup>）は、東アジア地域で繁殖し、IUCN が準絶滅危惧種に指定するオオミズナギドリの最大規模繁殖地であるが、同島で野生化するイエネコが本種を最低でも 34,980 羽／年、捕食していると推定されるなど、本種の繁殖集団の脅威となっている。御蔵島では、従来から御蔵島村や有志により TNR や捕獲個体の島外搬出が行われてきたが、イエネコ生息数の抑制効果が得られない状況が続いた。そこで我々は 2021 年度に野生化イエネコの根絶までの道筋を提示する「御蔵島野生化ネコ捕獲プロジェクト」を開始した。初年度でコロナ禍だった 2021 年度は試験捕獲と位置づけ 52 頭を捕獲し、体制やオペレーション全体を確認した。翌年度以降、本捕獲として捕獲努力量を増やし、2022 年度に 106 頭、2023 年度は 93 頭を捕獲した。年度ごとに残存個体の推定数は減少傾向にあり、得た知見に基づき翌年の捕獲作業を改善している。本講演では、根絶を目指した本プロジェクトの概要と進捗について紹介し今後の課題について議論する。

### 野外ネコ対策の課題と展望

石井信夫（東京女子大学）・佐々木哲朗（小笠原自然文化研究所）

国内の生物多様性保全上重要な島嶼における野外ネコ対策を比較した。対策の対象は①野外で自活するノネコと②ノネコの発生源（飼いネコ、ノラネコ）とに区分した。ノネコ対策は捕獲による野外からの排除が中心だが、捕獲後の殺処分回避のために主として譲渡が行われている。しかし、譲渡が進まないことから捕獲排除が制限される事例がある。飼いネコ対策としては、条例等に基づく管理によってノラネコ化、ノネコ化の防止が図られているが、条例が定める義務の違反、室内飼育の不徹底等が問題である。ノラネコ対策では、法制度や体制の不備、殺処分とそれに伴う批判回避のために、主として TNR による個体数削減が図られているものの、効果が明確な事例は少ない。全般に、人口が少ない島では、ノネコ及びその発生源となるネコの個体数が少ないため、ノネコ対策や発生源対策が効果を上げている事例がある一方、人口が多い島では、ノネコ及びその発生源となるネコの個体数が多く、課題が多い。また、ノネコ及び発生源の管理計画を欠くなど対策が計画的に進められていない、対策に責任をもつ主体が不明確、効果の評価やそれを行う体制がないなどの問題を抱えている島も多い。

## 公共政策（学）としての野生動物管理（学）

## Wildlife management as the public policy

伊吾田 宏正・鈴木 正嗣

Hiromasa Igota, Masatsugu Suzuki

## 1. 趣旨

公共政策学には「in の知識」ならびに「of の知識」とよばれる2つの領域が存在する。前者は『政策のプロセス（過程）に投入される知識であり、「政策決定に利用される知識』』と要約され、後者は『政策のプロセスの構造と動態に関する知識である。政策のプロセスには、「政策決定」「政策実施」「政策評価」という段階があり、政策決定の段階はさらに「問題の発見・定義」「政策案の設計」「政策案の決定」に区分される。』と説明されている（秋吉 2017）。

現在のところ、日本における野生動物管理学分野の研究の多くは、密度推定や被害管理、捕獲等に関わる手法検討や検証結果などの内容であるため、いわば「in の知識」の世界で展開されていると言っても過言ではない。しかし、その研究成果の多くは必ずしも政策の場で「投入・利用」されてはおらず、むしろ逆行する非合理的な政策すら散見される。優れたモデルケースを提示できたとしても、現場の行政がそれを問題解決策として正確に把握し、適切な形での「政策決定・政策実施」が進まなければ、応用科学としての価値は半減することになる。宙に浮いたモデルケースや皮相的模倣による失敗例を見るにつけ、無力感を覚えた経験をもつ研究者は決して少なくはないであろう。

なぜ『研究成果の多くは必ずしも政策の場で「投入・利用」されない』のであろうか。重要なことは、公共政策学において指摘される「知識活用」、すなわち in と of の2つの知識領域を関連づけ、状況に応じ的確に接続させるという考え方であろう。応用科学としての野生動物管理学では、in と of の領域を見渡しつつ議論を深めることが、社会実装を進める上で欠かせないと考えられる。

## 2. 講演者と講演タイトル

・鈴木正嗣（岐阜大学）

「開催趣旨ならびに公共政策学における in の知識と of の知識について」

・松浦友紀子（森林総合研究所）

「日本哺乳類学会 2024 年度大会自由集会（大型獣の個体数管理～陸と海の異種交流会～）の報告：個体数管理に関わる in の知識は出揃ったか？」

・須藤明子（株式会社イーグレット・オフィス）

「カワウの個体数管理におけるアレコレ」

・市川哲生（株式会社 BO-GA）

「鳥獣害対策等に関わる中間支援組織（tegos）の提案に至る背景と実現までのプロセス」

コメンテーター：

服部薫（水産研究・教育機構）

本テーマセッションに賛同頂いた行政職員の有志の方々

日本哺乳類学会 2024 年度大会自由集会  
(大型獣の個体数管理 ～陸と海の異種交流会～) の報告：  
個体数管理に関わる in の知識は出揃ったか？

松浦友紀子（森林総合研究所）

農林業被害や漁業被害、また人との軋轢を軽減するために個体数管理が行われている。しかし、特に個体数が著しく増加してしまった動物の数を管理することは難しく、課題解決に至った種はほぼいない。そこで、日本哺乳類学会 2024 年度大会の自由集会において、個体数管理を実施しているトド、アザラシ、シカ、イノシシを対象に、課題解決のヒントを得るために種の垣根を超えて情報を共有した。捕獲が被害軽減に及ぼす効果が不明瞭、長期的な管理が実施可能な体制が脆弱等、共通点も複数みられた。トドの事例からは、個体数管理の対象個体群と被害が発生している管理区域とのスケールにミスマッチが生じることにより、個体数管理が被害軽減につながらない可能性があげられた。またシカでは、目標とする個体数まで減らす技術及び体制がなく、計画に実効性がない手詰まり状態であることが報告された。これらの状況から、個体数管理に関わる「in の知識」はまだ不十分であり、実行するための技術検証も不足していると考えられた。個体数管理を成功させるためには、政策決定に活用可能なスケールにおける個体数（密度）推定やモニタリング手法、被害評価方法が必要である。

カワウの個体数管理におけるアレコレ

須藤明子（株式会社イーグレット・オフィス）

鳥類は哺乳類に比べて目視が容易で、個体数を把握しやすいという特徴を持っていることもあり、カワウの個体数管理では、一定の「in の知識」が蓄積・共有されている状態であると言える。特に、ねぐら・コロニーにおいて、繁殖の抑制や個体の捕獲を実行する際には、ローカルで対応可能な採食地での被害対策とは異なり、「ねぐら・コロニーの分布管理」を念頭に置いた慎重な対策が求められること、無計画に実施すると、かえって被害が深刻化する場合があることについて、多くの指摘がありモデルケースも示されている。ところが、「やるべきこと」と「やるべきではないこと」が明確であるにもかかわらず、法的な縛りやコストの問題、時には既得権益にともなうナワバリ意識が障害となって、必要な対策を選択できない状況も散見される。このような不条理な状況下で、理想に近い個体数管理を実行するためにはどうすれば良いのか……。カワウの個体数管理では、まさに「of の知識」の重要性が強く実感されている状況にあるのではないだろうか。

鳥獣害対策等に関わる中間支援組織（tegos）の提案に至る背景と 実現までのプロセス  
市川哲生（株式会社 BO-GA）

鳥獣被害対策では、膨大なリソース（資金、人手）が投入されてもなお、被害は十分抑制されていない。ただ、農地における侵入防止・環境整備といった対策技術は、すでに標準化されているといっても良い。しかしながら広島県をフィールドに観察した限り、必ずしもそうした技術は正しく運用されていない状況がある。これらの対策は、地域住民が実施するものである。ただし技術は、知識・体制・資金が揃わなければ正しく発揮されない。その観点では、行政による知識提供、体制構築支援、資金補助といった「政策・施策・事業」がうまく機能していない、と捉えることができる。このような考えの下、県全域の対策改善の手立てとして広島県内で設立したのが、中間支援組織 tegos である。同組織は、県及び一部の市町行政から負担金等の拠出を受けて人員を雇用し、住民による自助共助を支援する。加えて同組織と連携するコンサルタント企業が、鳥獣被害対策を政策論として捉え、公助のあり方をコンサルティングする。公共政策学的視点に基づいて提案した本取組の浸透には、次々と難しい課題が生じている。しかしこうした課題こそ、本来は解決方策を模索していくべきことだと考える。



野生生物と交通に関する話題－人間へのアプローチ  
**Wildlife and traffic: Approach to Human Beings**

鹿野 たか嶺  
Takane Shikano

## 1. テーマセッション趣旨

野生動物と車両との交通事故は世界的に大きな問題であり、絶滅の恐れのある種にとっては個体数を減らす要因にもなっている。一方、型の野生動物との交通事故は、動物そのものへの影響だけでなく、人身事故につながることもあるため、事故対策が不可欠である。

日本において、大型哺乳類と車両との交通事故は、主にニホンジカが挙げられ、北海道では近年の事故件数が年間 5000 件にも及び、死亡事故も発生している。また、昆虫類や両生類・爬虫類をはじめとする小動物においては、道路による生息域の分断が個体群の消失につながる可能性があるとともに、イリオモテヤマネコ、アマミノクロウサギなどの希少種にとっては、ロードキルにより個体数が減少することは種の存続にも関わる大きな問題である。

われわれはこれまでに、多様な視点から野生動物と車両との交通事故の問題を取り上げ、TS「野生生物と交通に関する話題」を開催してきた。過去の TS では、小型から大型までの多くの動物種、および北海道から沖縄までの全域を対象として、対策事例や最新研究などを紹介しながら、課題について議論してきた。しかし、交通事故の問題を解決することは容易ではなく、近年では、動物に対する対策だけでなく、人間に対する対策についてもその重要性が指摘されている。今回の TS では、動物に対する対策ではなく、人間側へのアプローチにテーマを絞り、今後の効果的な事故防止への取組みの機会を産み出す場を提供したい。

## 2. 講演者と講演タイトル

- ・立木 靖之（酪農学園大学）

「視線追跡技術を用いた運転手の危険予知とロードキルの関係」

- ・佐藤 真人（一般社団法人北海道開発技術センター）

「運転中の人々の注意を引くために一路面標示・注意喚起システムを例に」

- ・鹿野 たか嶺（一般社団法人北海道開発技術センター）

「運転者以外からの注意を引くために一広報の工夫」

- ・大竹 公一（一般社団法人アニマルパスウェイと野生生物の会／アニマルパスウェイ研究会）

「アニマルパスウェイの開発・普及・啓発の 20 年」

- ・舟津 宏昭（富士山アウトドアミュージアム）

「一緒に集めるロードキルデータ」

## 視線追跡技術を用いた運転手の危険予知とロードキルの関係

立木靖之（酪農学園大学）

野生動物と自動車の事故（以下、「ロードキル」とする。）は世界中で問題となっている。北海道でもエゾシカ（*Cervus nippon yesoensis*）のロードキルで人が死亡する大きな事故が発生している。ロードキルを回避するには運転手の危険予知と減速が重要であるが、運転手は運転中に何に注意して走行しているだろうか。これを知るには運転手の視線を追跡して定量的に評価する必要がある。そこで本研究ではPCのディスプレイ上でユーザーの視線を可視化できる eye tracker と、実際の運転中に視線を追跡できる eye mark recorder を用いて、運転手が運転中に何を見ているか定量的に把握し、ロードキルを回避するための危険予知について考察することを目的とした。Eye tracker を用いた実験では走行中の車前方の動画を一般の被験者 80 名に見せて視線と運転経験やヒヤリハットの有無と視線の関係を考察した。Eye mark recorder を用いた実験は苫小牧市において実施した。これらの結果、その結果、過去にロードキルに関して危ない目にあった運転手は路肩のエゾシカを発見する割合が高い傾向が見られた。

## 運転中の人の注意を引くために一路面標示・注意喚起システムを例に一

佐藤真人（一般社団法人北海道開発技術センター）

日本国内において、野生動物との交通事故は増加傾向にある。特に北海道では、エゾシカとの衝突事故が増加しており、深刻な問題が顕在化している。道路管理者による物理的な侵入防止柵の設置が実施されているが、一般道ではハード対策には限界があり、道路利用者が各自で安全運転に努めなければ、事故の削減は困難であると考えられる。そこで、本テーマセッションでは、ドライバーの注意を促すための路面標示および注意喚起システムについて話題提供する。北海道における路面標示対策に加え、ヨーロッパで先進的に導入されている動物検知システムの事例を紹介する。例えば、スウェーデンでは、道路沿いに設置されたセンサーが動物の接近を検知し、運転者にリアルタイムで警告を発するシステムが運用されており、その効果が確認されている。これらの事例を通じて、運転者の注意を引くための効果的な方法を考察し、日本での導入可能性についても議論する。これにより、交通事故の減少と安全な運転環境の実現に寄与することを目指す。

### 運転者以外からの注意を引くために一広報の工夫ー

鹿野たか嶺（一般社団法人北海道開発技術センター）

人間に対するロードキル対策のひとつとして、広く一般に行われているのが注意喚起である。運転中のドライバーを対象としては主に、警戒標識や道路情報版での注意喚起、仮設の注意看板の設置などが行われている。また、運転中以外の注意喚起としては、リーフレットやポスター、Web サイト等により注意喚起が行われている。北海道では年間 5,000 件以上のエゾシカとのロードキルが発生しており、これに対し、様々な機関から注意喚起が行われているが、ロードキル件数は年々増加傾向である。当センターでは、注意喚起のリーフレット等広報物の制作に関わる中で、ただ注意喚起を促すだけでなく、ドライバー以外にもロードキルの危険性を知ってもらうことが重要であると考え、ナッジ（選択肢や環境をわずかに変えることで、人々の行動や意思決定に影響を与える手法）を取り入れたリーフレットの検討や、注意喚起動画の作成、ロードキルマップの Web 版作成等を行っている。今回は、これまで関わってきた広報事例を中心に紹介する。

### アニマルパスウェイの開発・普及・啓発の 20 年

大竹公一（一般社団法人アニマルパスウェイと野生生物の会）

リスやヤマネなど枝から枝を通り道とする樹上性野生動物が、道路等の構造物によって森が分断され、ロードキルや遺伝子の劣化が進行する危険性がある。2004 年に、経団連自然保護協議会の NGO と建設業の懇談会をきっかけにアニマルパスウェイ研究会が設立され、科学的な調査研究をもとに低コストで安全かつ多様な生き物が利用できるアニマルパスウェイを日建連や経団連の支援をうけつつ開発した。2007 年に北杜市に 1 号機が設置され、産官学が連携し、この 10 数年で約 10 数基が整備された。設置は道路管理者負担だが、前後の調査やモニタリング費用の捻出が難しいことが多く、2012 年に設立された一般社団法人が助成金申請を行い、普及啓発活動も実施、森の分断やロードキル対策の重要性を広めることを目的とし、SNS、絵本・漫画・アニメ、展示会、シンポジウムなど多様な手段を用いて活動、未来世代や一般市民への啓発活動にも力を注いだ。さらに、海外の学会発表等を通じ、設計図を海外 NGO に提供、既にヨーロッパでも数基実現。アニマルパスウェイの製作・建設ガイドも発行している。しかし事例は少なく、ネイチャーポジティブ経済社会への移行が進む中、アニマルパスウェイはその一例として掲載されたのを機にさらなる普及を図りたい。

## 一緒に集めるロードキルデータ

舟津宏昭（富士山アウトドアミュージアム）

自動車の通行によって発生する野生動物の交通事故死（以下、「ロードキル」とする。）は世界中で問題となっている。地元住民の生活のみならず、物流も数多くの観光客も往来する富士山麓の道路網でも、多くの野生動物たちがロードキルによって命を奪われてしまっている。富士山アウトドアミュージアムでは、こうしたロードキルの被害を将来的に少なくするための第一歩として、富士山麓のロードキル被害状況がどのように発生しているのかを定量的に把握するために2014年より調査を継続している。調査は当団体独自の自主的な走行調査だけでなく、対象地域に住む約250人の地元住民や道路利用者（以下、「調査協力者」とする。）の協力を得て実施している。調査協力者がロードキルを発見した際には、発見日時や被害種、可能であれば被害状況の画像等の情報を当団体に通報するという形で調査データを収集しており、通報され次第当団体職員が概ね現場で確認・遺体の処理依頼等を24時間365日の体制で対応している。この方法によって可能な限りロードキルの被害発見を高めており、広大な富士山麓のほぼ全域であっても10年で1200件以上のロードキル被害を記録することができている。

鳥獣政策に係る各種計画の課題と展望①  
～改めて「計画」の課題や改善点を議論する～

**Issues and prospects for various plans related to the wildlife management policy①**  
**~ discuss the issues and points for improvement in the “plan” once again.~**

山端 直人・近藤 麻実  
Naoto Yamabata・Mami Kondo

1. テーマセッション趣旨

全国で依然として獣害は深刻な地域が多い。背景には野生動物の個体数増加のみならず、農山村の人口減少、農林業の弱体化、地域の活力低下など、複雑な社会の問題が関与すると考えられる。これら多様な課題を解決するため、政策の指針となる法に基づいた「計画」がいくつか存在する。「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき都道府県が策定する特定鳥獣保護・管理計画や「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づき、市町村が策定する被害防止計画がその中心となっている。さらに最近では財務省が農林水産省に対し、被害防止計画に基づく被害対策の各種事業は農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画（集落の将来の農業ビジョンを作成する計画）の内容を反映するべきであると指摘している。

一方、計画は存在するが、野生動物問題の現場では、これらが必ずしも有効に機能していない場面が見られる。また、自治体や集落によって有効な計画の策定とその実践による効果の差も大きくなっていると推察される。

これらの状況を踏まえ、本 TS では各種計画における現場視点の課題をとりあげ、その原因や具体的な改善方法も含め議論する。

2. 講演者と講演タイトル

- ・山端 直人（兵庫県立大学）  
「趣旨説明」  
「被害防止計画と地域計画は連携できるのか？」
- ・浅田正彦（合同会社 AMAC）・岸本真弓（株式会社野生動物保護管理事務所）  
「被害防止計画と特定計画の整合性と目標設定の改善点」
- ・清野紘典（株式会社 野生動物保護管理事務所）  
「特定計画の実行性の差異とその改善点」
- ・市川哲生（株式会社 BO-GA）  
「コメント」
- ・総合討論

## 被害防止計画と地域計画は連携できるのか？

山端直人（兵庫県立大学自然・環境科学研究所/兵庫県森林動物研究センター）

「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づき、市町村では被害防止計画が策定されている。そして、被害防止計画を根拠に鳥獣被害防止総合対策交付金を用いて集落の金網やフェンスなどの防護柵や大型の捕獲罠、あるいは ICT を用いた対策ツールなど様々な被害防止のための事業や機器が導入されている。一方、財務省はこれら計画に基づく被害対策の各種事業は農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画（集落の将来の農業ビジョンを作成する計画）の内容を反映するべきと指摘している。例えば集落への野生動物の侵入を防止する集落防護柵においては設置後の維持管理が必要であり、そのためには集落住民の防御意欲が重要と考えられる。その防御意欲の源泉の1つが営農意欲と考えられ、集落農地の営農ビジョンと被害防止計画が一致すべきであることは必然と言える。しかし、これらの計画は市町村でも担当する部署が異なっており、営農ビジョンと獣害対策の計画が大きく乖離している可能性がある。そこで本報告ではいくつかの市町村を対象に、被害防止計画と実際の防護柵設置状況、地域計画とを比較し、その整合性の程度や課題について考察を試みる。

## 被害防止計画と特定計画の整合性と目標設定の改善点

浅田正彦（合同会社 AMAC）・岸本真弓（株式会社野生動物保護管理事務所）

鳥獣害特措法において、各市町村では被害防止計画を策定できることとなっている。また、都道府県で策定される第二種特定鳥獣管理計画においては、市町村の被害防止計画と整合性をとることとされており、両計画の連携した運用が求められている。そこで、両計画の整合性を検討するため、複数県（千葉県、群馬県、兵庫県、長崎県）の市町村被害防止計画（120件）について、記載内容を整理、比較検討を行い、計画目標の妥当性および特定計画との整合性について分析を行った。この結果を踏まえ、順応的管理（PDCA サイクル）のための KPI（重要業績評価指標）の設定、目標設定のためのモニタリングの役割分担および、市町村で導入可能な KPI として、CPUE 値を採用することなどの改善提案を行う。

## 特定計画の実行性の差異とその改善点

清野紘典（野生動物保護管理事務所）

特定鳥獣保護管理計画（以下、特定計画）制度が開始してから早や 25 年程が経過した。当初は猟期延長の規制緩和等を目的としてシカやイノシシで策定が進み、他の鳥獣による人との軋轢増加に伴い、クマやサル、カワウで策定が進んでいる。特定計画は都道府県知事が策定する任意計画であることから、未だ問題の大きさによって策定の進捗に自治体間で差がある。一方、特定計画の策定から何度かの改訂作業を経るなかで、特定計画の実行性についても自治体間の差が生じている。概観すると、その差異は主に特定計画の目標設定、生息状況や被害状況等の現状把握と評価のためのモニタリング、計画内容の審議や運用に関わる検討委員会の役割、計画を実行するための予算、計画の実行体制のそれぞれの格差に起因していると考えられる。特に行政内の組織の在り方による実行体制の違いが格差を助長しているように捉えられることから、本報告では多様化する鳥獣の諸問題に対し特定計画の実行性を高めるための体制作りについて、行政の組織改革に焦点をあてて改善策を検討したい。